

令和8年度第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども権利擁護部会（令和8年7月2日（木））

報告事項：令和7年度こどもの意見表明等支援事業の実績報告について

こども福祉課：（報告事項を資料に沿って説明）

安部会長：アドボカシーセンターから補足はあるか。

アドボカシーセンター：まだまだ課題も多いが、ケースは少しずつ増えて行っている。大きな課題は、中高生のこどもたちが意見表明に繋がりにくいこと。どちらかというと自分の時間を大事にしたい気持ちであったり、新しく第三者が入ってくる抵抗もあると思う。思春期以降になると、進学や学業、友人関係等悩みも多岐にわたると思うので、そのあたりに我々もアプローチしていきたい。

施設の先生からも施設の中で自分の気持ちをうまく表出できないこどもは一定数おり、関わり方に悩んでいるという声を聴く。そのあたりについては、その都度施設と協議していきながら、そういったこどもたちの気持ちを汲み取っていけるような努力が必要だと思う。

実際には、丁寧に時間をかけて話を聴いたり、遊んだりする中でこどもたちとの関係もでき、意見表明につながることもあるので、引き続き、意見表明がないときもそのような活動を通して、こどもたちの安心や意見の形成につながっていけばいいのではないかなと思う。

まだまだ課題も多いが、施設の方とも随時話し合いを行いながら、協力関係の中で進めていきたい。

毎年施設に訪問し、意見交換を行い、アドボケイトが訪問するたびに話しているのものでその中で次の課題や解決が見えてくるのではないと思う。

今後里親宅にも入っていかなければいけない。すでに説明会は終わっているので今後訪問につなげていく。

安部会長：堺委員、アドボケイトを受ける施設側の意見はあるか。

堺委員：本体施設は空き部屋があるため問題ないが、地域小規模ではリビングが占領される。

その時間、中高生がリビングに入れないという意見がある。

アドボカシーセンター：生活場面に入ってくる拒否感は聞いている。あまり生活場面に踏み込まないように配慮はしていかなければいけないと考えているところ。

安部会長：児童養護施設は月1回程度か。

児相の一時保護所は週1回か。

アドボカシーセンター：そのとおり。

堺委員：一時保護専用施設も同様か。

アドボカシーセンター：本体施設の月1回の訪問に合わせて行っている。

安部会長：何名で行くのか。

アドボカシーセンター：最大8名が望ましいが、少なくとも2名、多くて6名で伺い、二人一組で意見を聴いている。

安部会長：リクエストカードはどれくらいあるのか。

アドボカシーセンター： 多いときは1施設で4～5人。

中身は、ただ遊びたいという内容もあるなど、すべてが意見表明につながっているかといえ、そうではない。アウトリーチ的な取組みを進めているが、あまり積極的に関わりを持とうとすると警戒される可能性もあるので、地域交流室にアドボケイトが待機して、こどもに来てもらうこともある。

堺 委 員： どういうこどもたちが意見表明をしており、どのような意見が多いのかが全く分からないため、それらの情報をフィードバックできる場が欲しい。

アドボカシーセンター： ぜひそのような場を設けたいと考えている。

できるだけ施設からの要望を拾い上げていきたいと考えている。

松崎副会長： こどもたちから施設職員や児相職員等に直接言いたいという希望があったときのみ意見を対象者に伝えるということか。

アドボカシーセンター： アドボケイトがこどもたちの意見を代弁することもあるし、こどもが希望すれば付き添って、施設や児相職員に意見表明することもある。ただ「帰りたい」の言葉でも裏には様々な思いがあるので、そこを一緒に整理することもしている。

松崎副会長： こどもたちからどのような意見が表明され、意見表明後のスキームが良くわからないため教えてほしい。

アドボカシーセンター： まずは意見の内容を紙に書いてもらう。施設職員宛ての意見だった場合は、施設の職員（直接処遇する職員とは別の職員）に渡す。児相職員宛ての場合は、児童が措置されている施設の職員を経由して児相職員へ伝わる経路と、アドボカシーセンターを経由して児相職員へ伝わる経路の2パターンある。

施設職員がこどもの意見を受領した後、守秘義務の関係でどこまで他職員へ共有してよいか判断が難しいということは聞いている。

安 部 会 長： 基本的に確認書に書いていることを伝えるということか。

アドボカシーセンター： そのとおり。こどもに確認し、同意を得たうえで施設の職員等に渡す。

安 部 会 長： 意見表明者の情報は施設職員等に伝わるのか。

アドボカシーセンター： 伝わる。

安 部 会 長： 令和7年度実績報告書に記載のデータは施設職員へ共有しないのか。

こども福祉課： 先日行われた児童養護施設長会議において、簡素版の資料を提供している。

安 部 会 長： 個人を特定されるような内容を除き、報告内容は施設と共有してはどうか。

堺 委 員： 例えば、一時保護所のこどもから本部会へ申立てがあった場合、県による聞取り等している間に措置変更となる場合がある。そのスピード感はいかがお考えか。

アドボカシーセンター： あらかじめこどもには時間がかかることは伝えている。

体制的に各施設への訪問は1か月に1回が限界。今後、里親宅にもアドボケイト派遣を行うため、人員の確保が必要。

安 部 会 長： 大事な取組みなので、今後も続けていきながら、アップデートされたい。

安 部 会 長： 他に質問等あるか。なければ終了ということでよろしいか。

各 委 員： はい。